

浜松医療センター新病院整備事業 施工予定者選定プロポーザル提案条件

本プロポーザルに係るVE提案については、公告その他関係資料による他、本提案条件によるものとする。

1 VE提案の定義

- ・VEは現時点での設計図書に対する提案を求めるものであり、VE提案審査で採用となったVE提案は実施設計に採用することを前提とするが、現時点でその採否を決定するものではない。
- ・本市の示した施工方法、施工条件に対する代替案により、「同等の品質を確保した上で、コストが削減できるもの。」、「同等のコストで品質を向上することができるもの。」とし、単なるコスト削減の提案（値引き等）は含めない。
- ・本来のVEでは、コストはライフサイクルコストを指すが、本プロポーザルではインシヤルコストのみを対象とし、ランニングコスト等の削減については品質向上として評価する。
- ・品質とは、単に建物の機能・性能のみではなく、使いやすさ等を含むものとする。
- ・VE提案の評価はコスト削減と品質確保の両面から行う。
- ・「若干コストが上昇しても、大幅な品質向上となるもの」はVE提案として認めるが、コスト削減評価の採点は0点とする。また、「許容できる範囲で品質は低下するが、大幅にコストが下がるもの」もVE提案として認めるが、品質確保評価の採点は0点とする。
- ・課題提案にて提案したのももVE提案として重複して提案することは可とする。ただし、課題提案とは評価の視点が異なるため、同様の評価にならない場合がある。また、VE提案が不採用と判断された場合は、課題提案においても評価対象外となる。

2 VE提案及び工事費提案の対象範囲

- ・既存3号館改修工事及び本市が別途発注予定のエネルギーサービス事業（以下「ES事業」という。）の事業範囲として示したものは提案の対象としない。
- ・前記以外については、附帯工事（立体駐車場、附属建物、上空通路、南館解体、外構、設備等）及び仮設工事等を含め、全て提案の対象とする。
- ・配置平面等の変更は、病院運営面への影響が許容できる最小限の範囲に限り可とする。
〔例：間仕切り壁の位置が若干変更となるが、運営上支障をきたさないものは可
建物配置の変更により駐車場台数が減少するものは不可 など〕

3 事業費（全て消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

- ・全体工事費（概算） 21,759百万円（ES設備工事費を除く）
 - ①新病院棟建設工事費 19,904百万円
（立体駐車場、附属建物、上空通路、南館解体、外構、設備等含む）
 - ②既存3号館改修工事費 1,855百万円
（感染症病棟・人工透析仮設設置等含む）
- ・目標工事費（①新病院棟建設工事費からVE提案等により削減した目標額）
17,947百万円